

## 夫婦同氏の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて 民法における差別的規定の改正を求める会長声明

### 1 夫婦同氏の強制について

2015年12月16日、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏の強制を定める民法第750条は、憲法第13条、同第14条、同第24条のいずれにも違反するものではないと判断した。

しかしながら、民法第750条は、憲法第13条及び同第24条が保障する個人の尊厳、同第24条及び同第13条が保障する婚姻の自由、同第14条及び同第24条が保障する平等権を侵害し、女性差別撤廃条約第16条第1項（b）が保障する「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び同項（g）が保障する「夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」にも反するものである。

今回の最高裁大法廷判決においても、5名の裁判官（3名の女性裁判官全員を含む）が、「民法第750条は、憲法第24条に違反する」との意見を述べた。そのうち岡部喜代子裁判官の意見（櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官及び山浦善樹裁判官が同調）は、夫婦同氏の強制によって個人識別機能に対する支障や自己喪失感等の負担がほぼ妻に生じていることを指摘し、その要因として、女性の社会経済的な立場や家庭生活における立場の弱さ、事実上の圧力など様々なものがあることに触れており、夫婦同氏の強制が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とは言えないと説示している。さらに木内道祥裁判官の意見は、夫婦同氏の強制は、憲法第24条にいう個人の尊厳と両性の本質的平等に違反すると説示し、「家族の中での一員であることの実感、夫婦親子であることの実感は、同氏であることによって生まれているのであろうか」と疑問を投げかけている。

ところで、法制審議会は、1996年に「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会で決定し、選択的夫婦別姓の導入を答申している。また、国連の女性差別撤廃委員会は、夫婦同氏を強制する民法第750条について、日本政府に対し、重ねて改正するよう勧告を行ってきた。当会も1996年9月11日に法制審議会総会決定と同趣旨の民法改正を求める会長声明を出した。

法制審議会の答申から19年、女性差別撤廃条約の批准から30年が経つにもかかわらず、国会は、上記規定を放置しており、今回の最高裁大法廷判

決の山浦善樹裁判官の反対意見も、1996年の法制審議会の答申以降相当期間を経過した時点において、民法第750条が憲法の諸規定に違反することが国会においても明白になっていたと指摘している。

以上より、当会は、国に対し、夫婦同氏制度を定める民法750条を速やかに改正することを改めて求める。

## 2 再婚禁止期間について

上記同日、最高裁判所大法廷は、女性にのみ6か月間の再婚禁止期間を定める民法第733条について、100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すものであるとして、憲法第14条第1項及び同第24条第2項に違反するとの判断を下した。

民法第733条を違憲であるとした点については、再婚禁止期間の短縮につながるものであり評価し得る。

しかし、科学技術の発達した今日において、女性にのみ再婚禁止期間を設けることは、その期間を100日に短縮したとしても必要最小限度にしてやむを得ないものとは言えず、合理性を欠くと言わざるを得ない。

また、国連の自由権規約委員会は、女性にのみ再婚禁止期間を定める民法733条について、日本政府に対し、重ねて改正するように勧告を行ってきた。

以上より、当会は、国に対し、今回の最高裁大法廷判決を受けて、再婚禁止期間を定める民法第733条を、両性の平等が実現される規定に速やかに改正することを強く求める。

以上

平成28年1月13日

茨城県弁護士会

会長 木島 千華夫